

石狩市住宅リフォーム補助金 対象・対象外工事について

○:対象内、△:条件による、×:対象外

工種	内容(設置工事が伴うもの)	適否	備考	
外装改修	外部改修	屋根、外壁、軒天の改修(塗装・コーキング含む)	○	
	外部改修	屋根に設置する雪止めの設置	○	
	外部改修	雨樋の取り替え	○	
	外部改修	既存バルコニー・ベランダの修繕・塗装	○	
	外部改修	アスベスト除去	○	
	外部改修	防水改修	○	
	外部改修	土台、基礎の改修	○	
	建具改修	玄関ドアの交換	○	
	建具改修	窓建具の改修(ガラス交換含む)	○	
建具改修	室内網戸の交換	△	改修工事が伴う場合は対象	
内部改修	内装改修	フローリング(床)、クロス等の貼り替え(床・壁・天井)	○	
	内装改修	ブラインド、カーテンレール、アコーディオンカーテン、ロールカーテン	○	
	内装改修	間取り等の変更に伴う壁等の造作 等	○	
	内装改修	手すりの設置、段差解消等	○	
	内装改修	畳の入替え・表替え	○	
	内装改修	カウンター、棚、収納の造作等	△	家具等で移動可能なものは対象外
	内装改修	カーテン	×	設置工事が伴っても対象外
	建具改修	屋内のドア、ふすま、障子等、建具の改修	○	
設備改修	水廻り	浴室・ユニットバス・洗面の改修	○	水栓類、鏡、タオル掛け等も対象
	水廻り	トイレ(温水便座含む)	○	温水便座だけ交換する場合も対象
	水廻り	水道設備工事	○	水道管理者と協議し、必要な手続きをしてください。
	水廻り	排水設備工事	○	排水先の管理者と協議し必要な手続きをしてください。
	水廻り	キッチンの改修	△	ガスコンロ、IHクッキングヒーター、オープン、食器洗浄機についてはキッチン組込のものに限り対象
	エアコン	エアコン(暖房用、冷房用)の設置	△	設置工事を含むものが対象。スポット型エアコン等で移動・取り外し可能なものは対象外
	その他	給湯ボイラー(ガス、灯油、電気等)の改修	○	
	その他	ホームエレベーターの設置	○	建築基準法その他関係法令を遵守すること
	その他	暖房機器	△	ポータブル式暖房機(ガス、灯油、電気)は対象外
	その他	換気扇、換気空気機ロスナイの設置	△	扇風機、サーキュレーター等移動可能なものは対象外
	その他	火災報知機の設置	△	電池式も対象、固定型
	その他	防犯装置(監視カメラ等)の設置	△	電池式も対象、固定型(カメラ、親機)
	その他	テレビドアホンの設置	△	電池式も対象、固定型(親機、子機)
	その他	照明器具	△	固定型で器具本体を交換又は新設するものは対象。移動型やLED電球等の交換は対象外。
	その他	スイッチ、コンセント、配線の設置等の電気工事	△	融雪槽やロードヒーティング専用の電気工事は対象外
	その他	暖房ボイラー(ガス、灯油、電気等)の改修	△	融雪槽やロードヒーティング専用のボイラーは対象外
	その他	アンテナの設置	△	設置工事が伴う場合は対象
	その他	合併処理浄化槽の設置	△	他から補助を受けたものは対象外
	その他	太陽光発電装置の設置	△	建築基準法その他関係法令を遵守すること固定型のものとする。他から補助を受けたものは対象外
	その他	蓄電池設置	△	移動式のもの対象外
その他	地中熱ヒートポンプ冷暖房設備工事	△	融雪槽やロードヒーティング専用のボイラーは対象外 他から補助を受けたものは対象外	
その他	家電製品(パソコン、テレビ、洗濯機等)の購入	×	設置工事が伴っても対象外	
増改築工事		玄関フード・サンルーム・バルコニーの増築	○	建築基準法その他関係法令を遵守すること
		住宅と別棟の車庫、カーポート、物置の設置工事	○	建築基準法その他関係法令を遵守すること
		改築	△	現在の住宅を取り壊し、新築する場合 ※建築基準法その他関係法令を遵守すること
		解体	△	増改築・リフォーム工事を伴う場合や減築は対象、解体のみは対象外
外構改修		ウッドデッキ工事	△	購入品の設置は対象外、修繕・塗装等は対象
		塀工事	○	関係法令を遵守すること
		舗装・インターロッキング工事	○	雨水の宅内処理を遵守すること
		植栽工事(花壇、黒土、芝等含む)	○	
		敷地外で実施する外構工事に必要な工事	○	道路管理者や排水先の管理者と協議等や手続きが必要
		融雪槽	×	石狩市融雪槽設置補助金の使用を検討してください。
その他	その他	この表に掲示のない工事	△	個別審査により決定